

事務連絡

平成 23 年 9 月 2 日

東京電力及び東北電力管内

都県水道行政担当部（局）
厚生労働大臣認可水道事業者
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者

御中

厚生労働省健康局水道課

東京電力及び東北電力管内における電気の使用制限の緩和等について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

今夏の節電対策につきましては、「夏期の電力需給対策について」（平成 23 年 5 月 30 日付け健発 0530 第 1 号厚生労働省健康局長通知）（別添 1）により周知及び御協力を御願いしたところですが、8 月 30 日に政府の「電力需給に関する検討会合」において、「電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限緩和について」（別添 2）が取りまとめられたことを受け、「東京電力及び東北電力管内における電気の使用制限の緩和について」（平成 23 年 8 月 31 日付け健発 0831 第 2 号厚生労働省健康局長通知）（別添 3）により周知するとともに、今後の無理のない範囲での節電をお願いしたところです。

東京電力及び東北電力管内の水道事業者等におかれましては、以上の内容につき御了知いただき、対応いただきますようお願いいたします。

また、電気事業法第 27 条の使用制限に関し、制限率 5% の緩和措置を受けている大口需要者におかれましては、下記のとおり節電行動計画の検証の結果について提出をお願いいたします。

都県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の都県知事認可水道事業者等に対し周知徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。なお、都県認可水道事業者の検証結果について、直接厚生労働省健康局水道課に提出していただいて差し支えありません。

記

1. 提出の方法

- ・節電行動計画に「2. 記述すべき事項」に掲げる事項を追記して作成すること。
- ・PDF ファイルでメールにより提出すること。
- ・ファイルの題名は、制限緩和を受けている契約番号とすること(例:「A01a000000.pdf」)。
ただし、複数の施設を持つ場合には、番号をハイフンでつなげること
(例:「A01a000001-000006.pdf」)。

2. 記述すべき事項

以下の項目を節電行動計画に追記すること（以下の項目以外の記述をすることを妨げるものではない）。

- ・それぞれの対策項目についての評価（○（実施）、△（一部実施）、×（実施せず）など一目でわかるもの）
- ・実際の削減率（削減率：今年の制限期間におけるピーク電力が、昨年の制限期間におけるピーク電力に対し削減された割合を%で記載。なお、共同スキームの適用を受けている場合は、個々の施設ではなくスキーム全体での削減率を記載。）

3. 提出先、問い合わせ先

厚生労働省健康局水道課（担当：泉、梁瀬）

電話：03-5253-1111（内線 4028）

E-mail: suidougijutsu@mhlw.go.jp

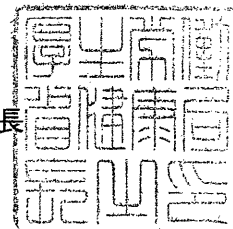
4. 提出期限

平成 23 年 9 月 30 日（金）

以上

健発 0530 第 1 号
平成 23 年 5 月 30 日各 都道府県知事
政令市市長 殿
特別区区长

厚生労働省健康局長



夏期の電力需給対策について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

節電対策につきましては、5月13日に政府の電力需給緊急対策本部において「夏期の電力需給対策について」（別添1）が取りまとめられ、今夏の電力需給対策の基本的な考え方が示されたところですが、これを受けて、電気事業法第27条による東京・東北電力の管内における電気の使用制限について必要な準備が進められるよう、5月25日に経済産業省より「電気事業法に基づく使用制限の具体的内容について」（別添2）が発表されました。

「夏期の電力需給対策について」においては、①大口需要家（契約電力500kW以上）・小口需要家（契約電力500kW未満）ともに、電力需要抑制の目標を前年比15%減とし、自主的な節電行動計画を策定・公表し実施すること、②大口需要家については電気事業法第27条を活用できるよう必要な準備を進めること等が示されています。

計画停電につきましては、別添1の別紙4「セーフティネットとしての計画停電のあり方」において、①計画停電は「不実施が原則」であり、万が一のときのためのセーフティネットとすること、②仮に計画停電を行う場合であっても、1日複数回の停電は避けること（1回2時間程度）、事前に警報を発出すること、被災地・東京23区は対象外とすること等が示されています。

また、「電気事業法に基づく使用制限の具体的内容について」においては、電気事業法第27条による電気の使用制限の具体的内容（制限対象者、制限期間・時間帯、制限内容、共同使用制限スキーム、適用除外・制限緩和など）が示されております。

特に火葬場及び水道においては、電気事業法第27条における電気の使用制限の緩和がされており、大口需要家（契約電力500kW以上）の電力需要抑制値が前年比15%減のところをそれぞれ10%減、5%減とされております。

なお、別添2の別紙1「制限緩和適用者による使用抑制に向けた計画的取組について」においては、「制限緩和の対象であっても、自らできる限りの使用抑制に努め、また、企業・事業者等として削減率（15%）を達成するように努めることとする。」とされ、制限緩和が認められた需要設備について、使用抑制に向けた計画の作成と事業所管省庁への提出を求め、計画内容や計画に基づいた使用抑制の状況について検証を行うこととされております。

つきましては、これらの内容につき御了知いただきますとともに、貴管内の東京・東北電力管

内の市区町村や所管施設等に対し周知徹底を図るとともに、貴管内の東京・東北電力管内の市区町村や所管施設等が節電について最大限の取組を行うよう御協力をお願いいたします。

なお、節電の取組を検討するに当たっては、大口需要家については別添1の参考1「大口需要家による取組について」を、小口需要家については別添1の参考2「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」を御参照ください。

また、節電の取組を行うに当たって、市区町村や所管施設等の開所時間や休業日を変更するような場合には、労働条件の変更にあたる場合があると考えられますので、その際には、労使が十分に話し合い、家族的責任等を有する労働者の事情にも配慮しつつ、雇用・就業の継続を図りながら節電に係る取組が実施されるよう特段の御配慮をお願いします。

さらに、電気の使用制限の緩和や共同使用制限スキームを申請される場合には、今後の経済産業省のスケジュール等をホームページなどでご確認いただき、必要とされる手続きを進めていただきますようお願いいたします。

[参考]

- ・ 経済産業省ホームページ「電力需給対策について」

(<http://www.meti.go.jp/electricity.html>)

(参 考) 東京電力及び東北電力の管内について

1 東京電力管内

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県の全域と静岡県の富士川以東（沼津市、御殿場市、裾野市、駿東郡、三島市、熱海市、伊豆市、伊豆の国市、伊東市、田方郡、下田市、賀茂郡の全域、富士市及び富士宮市の一部）

2 東北電力管内

青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県の全域

電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限緩和等について

平成 23 年 8 月 30 日
電力需給に関する検討会合決定

1. 東日本大震災及び新潟・福島豪雨災害の全被災地域に対する、電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限措置は、平成 23 年 9 月 2 日をもって、終了する。
2. 東京電力株式会社管内に対する、電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限措置は、平成 23 年 9 月 9 日をもって、終了する。
3. ただし、同使用制限措置終了後も、15%の需要抑制を努力目標として残し、無理をしない範囲で節電を行うよう要請する。

健発0831第2号
平成23年8月31日

各
〔都道府県知事〕
〔政令市市長〕 殿
〔特別区区長〕

厚生労働省健康局長

東京電力及び東北電力管内における電気の使用制限の緩和について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段のご配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

東京電力及び東北電力管内を中心とした夏期の電力需給対策及び節電に向けた取組に関しては、平成23年5月30日付け健発0530第1号「夏期の電力需給対策について」により周知及び御協力を御願いしたところですが、今後の両電力管内の需給状況等を総合的に勘案し、8月30日に、政府の「電力需給に関する検討会合」において、「電気事業法第27条に基づく電気の使用制限緩和について」（別添参考資料参照。以下「制限緩和決定」という。）が取りまとめられました。

制限緩和決定では、電気事業法第27条に基づく電気の使用制限措置は、東日本大震災及び新潟・福島豪雨災害の全被災地域については本年9月2日をもって、これら地域以外の東京電力及び東北電力管内については本年9月9日をもって、終了することとされております（東京電力管内においては、当初予定の22日より約2週間前倒し。）。

ただし、この使用制限措置が終了した後も、15%の需要抑制を努力目標として残しつつ、国民生活及び経済活動に支障がなく、無理をしない範囲で節電を行うよう求めています。

つきましては、これらの内容につき御了知いただきますとともに、貴管内の東京電力及び東北電力管内の市区町村や所管施設等に対し周知を図るとともに、引き続き無理のない範囲で節電に御協力いただきますようお願いいたします。

[参考]

経済産業省ホームページ「電気事業法第27条による電気の使用制限について」

(<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/index.html>)